

## 小鹿野町防犯カメラ設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域における安心安全の確保及び防犯力の向上を図るため、防犯カメラの設置に要する費用の一部に対し、予算の範囲内において防犯カメラ設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、小鹿野町補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年小鹿野町規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯カメラ 地域における犯罪及び侵入盗の未然防止を図るため、屋外に継続して設置する撮影装置で、撮影した画像を記録する機能を備えたものをいう。

(2) 画像データ 防犯カメラの録画装置により記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）であって、画像表示装置を用いて表示することにより特定の個人を識別することができるものをいう。

(3) 自宅等 自ら居住する町内の住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる家屋を含む。）をいう。

(4) 地域集会所 行政区が設置する集会のための施設をいう。

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 自宅等に防犯カメラを設置する者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者

ア 申請時において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、小鹿野町の住民基本台帳に記録されている者

イ 町税の滞納がない者

ウ 所有者でない者が補助を受けようとする場合にあっては、所有者の同意を得ていること。

(2) 地域集会所に防犯カメラを設置する行政区長

2 補助金の交付は、住宅1戸（2世帯住宅は、1戸とみなす。）又は地域集会所ごとに1回限りとする。

（補助事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を、小  
鹿野町内に店舗を有する事業者から購入、設置した防犯カメラを、補助対象者  
による自宅等又は地域集会所に防犯カメラを設置する事業とする。ただし、次  
に掲げる防犯カメラを除く。

(1) 夜間撮影ができないもの

(2) 高齢者などの介護用、子どもやペットの安全確認用に供する見守り目的な  
どで屋内を撮影するもの

(3) 賃借により設置したもの

(4) 特定の建物敷地を監視するもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助対象事業として不相当と認めるも  
の

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補  
助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる費用とする。

(1) 防犯カメラの購入費

(2) 防犯カメラ設置工事費（既存設備の撤去及び移設に要する費用を除く。）

(3) 防犯カメラ設置の表示に係る費用

（補助金額）

第6条 補助金の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 自宅等に設置 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未  
満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は3万円のいずれか少ない  
額とする。

(2) 地域集会所に設置 補助対象経費に4分の3を乗じて得た額（その額に千  
円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は6万円のいずれか少

ない額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前に、防犯カメラ設置費補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 設置する防犯カメラの概要が分かる書類
- (2) 補助対象経費及びその内訳が分かる見積書の写し
- (3) 防犯カメラの設置場所の現況写真及び撮影予定範囲が分かる写真
- (4) 防犯カメラの適正運用に関する誓約書（様式第2号）
- (5) 防犯カメラの設置に係る住宅等所有者の同意書（所有者本人又は行政区長が申請する場合を除く。）
- (6) 申請者の運転免許証、マイナンバーカードその他本人確認書類の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の書類のうち、公簿等により確認ができるものについては、当該書類の添付を省略することができる。

(交付の決定等)

第8条 町長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を実施し、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとし、補助金の交付を不適当と認めるときは、防犯カメラ設置費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告等)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和9年2月28日のいずれか早い日までに、防犯カメラ設置費補助金実績報告書兼交付請求書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置に係る領収書の写し

- (2) 設置した防犯カメラの現況写真
- (3) 設置した防犯カメラにより撮影された画像データを印刷したもの
- (4) 防犯カメラ設置の表示の現況写真（公衆用道路を撮影範囲に含む場合）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類  
（補助金額の確定）

第10条 町長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を実施し、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金額を確定し、防犯カメラ設置費補助金額確定通知書（様式第6号）により、補助決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 町長は、補助金を交付した者が交付の条件に違反したとき又は偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたものと認めるときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第7条の規定により交付申請を行った者に対する補助金の交付決定その他の措置については、この告示の失効後もなおその効力を有する。

様式第1号（第7条関係）

防犯カメラ設置費補助金交付申請書

令和 年 月 日

小鹿野町長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

小鹿野町防犯カメラ設置費補助金交付要綱第7条1項の規定により、次のとおり申請します。

設置場所	小鹿野町		
設置する住宅等の所有者氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 地域集会所（ ）		
防犯カメラの品名・品番			
事業期間	着工予定日	令和	年 月 日
	完了予定日	令和	年 月 日
総事業費	円		
補助対象経費	円		
交付申請額（※）	円		

※交付申請額

- 1 自宅等に設置  
補助対象経費の2分の1（1,000円未満の端数は切捨て）、上限30,000円
- 2 地域集会所に設置  
補助対象経費の4分の3（1,000円未満の端数は切捨て）、上限60,000円

添付書類

- 1 設置する防犯カメラの概要が分かる書類
- 2 補助対象経費及びその内訳が分かる見積書の写し
- 3 防犯カメラの設置場所の現況写真及び撮影予定範囲が分かる写真
- 4 防犯カメラの適正運用に関する誓約書（様式第2号）
- 5 防犯カメラの設置に係る住宅等所有者の同意書（所有者本人又は行政区長が申請する場合を除く。）
- 6 申請者の運転免許証、マイナンバーカードその他本人確認書類の写し
- 7 その他町長が必要と認める書類（ ）

様式第2号（第7条関係）

防犯カメラの適正運用に関する誓約書

防犯カメラ設置費補助金の交付を受けて設置する防犯カメラの運用に関し、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 画像データは外部に流出することのないよう、その取扱いには細心の注意を払い、画像データの不必要な複製や加工は行いません。
- 2 画像データ及び画像データから知り得た情報は、犯罪抑止の目的以外ではこれを使用せず、特定の個人、住宅等を撮影し、プライバシーを侵害することのないようにします。また、次の各号に該当する場合を除き、第三者への開示又は提供は行いません。
  - (1) 裁判官が発する令状や、法令に基づく文書による照会があった場合
  - (2) 個人の生命や身体、財産を保護するため、緊急の必要性がある場合
- 3 設置する防犯カメラは、転売、譲渡等を目的としたものではありません。
- 4 防犯カメラ設置及び運用に関して苦情や問合せを受けた場合は、誠実かつ迅速に対応します。
- 5 自宅等（地域集会所を除く。）に設置する場合は、この補助金の交付申請の審査資料として、町税の納税状況について、町担当職員が公簿等により確認することについて了承します。

令和 年 月 日

小鹿野町長 様

氏名（自署）

---

様式第3号（第8条関係）

防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書

第 号  
令和 年 月 日

様

小鹿野町長

（公印省略）

令和 年 月 日付で交付申請のあった防犯カメラ設置費補助金については、小鹿野町防犯カメラ設置費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり交付することを決定したので通知します。

補助金の額	金 円
事業完了予定日	令和 年 月 日
補助金交付の条件	①屋外に設置し、撮影範囲には自宅等または地域集会所を含めることとし、他人の建物敷地を監視しないこと。 ②夜間の撮影が可能なものであること。 ③撮影した画像を記録する機能を備えたものであること。 ④令和9年2月28日までに事業を完了すること。

様式第4号（第8条関係）

防犯カメラ設置費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日

様

小鹿野町長

（公印省略）

令和 年 月 日付けで交付申請のあった防犯カメラ設置費補助金については、小鹿野町防犯カメラ設置費補助金交付要綱第8条の規定により、次の理由により不交付となりましたので通知します。

不交付の理由

様式第5号（第9条関係）

防犯カメラ設置費補助金実績報告書兼交付請求書

令和 年 月 日

小鹿野町長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた防犯カメラ設置事業が完了したので、小鹿野町防犯カメラ設置費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告し、補助金を請求します。

交付決定額		金	円
事業期間	着工日	令和 年 月 日	
	完了日	令和 年 月 日	
	支払完了日	令和 年 月 日	

添付書類

- 1 防犯カメラの設置に係る領収書の写し
- 2 設置した防犯カメラの現況写真
- 3 設置した防犯カメラにより撮影された画像データを印刷したもの
- 4 防犯カメラ設置の表示の現況写真（公衆用道路を撮影範囲に含む場合）
- 5 その他町長が必要と認める書類（ ）

請求金額		金	円
金融機関		支店名	
フリガナ			
口座名義	-----		
種別	普通 ・ 当座	口座番号	

様式第6号（第10条関係）

防犯カメラ設置費補助金額確定通知書

令和 年 月 日  
第 号

様

小鹿野町長

（公印省略）

令和 年 月 日付けで実績報告のあった防犯カメラ設置費補助金については、小鹿野町防犯カメラ設置費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

補助金交付確定額 金 円

振込予定日 令和 年 月 日